

# — 農地標準賃借料 —

平成 21 年 12 月の農地法改正により「標準小作料制度」が廃止されました。農業委員会では、「標準小作料」に替わるものとして「農地標準賃借料」の情報を提供いたします。

この「農地標準賃借料」は、平成 23 年 3 月 31 日までの農地の賃貸借契約による支払賃借料の目安となるものです。賃借料の額や農地区分はこれまでの「標準小作料」に準じています。

農地の地理的条件や形状などを考慮し、貸し手と借り手で十分話し合いのうえ、両者の合意によって賃借料を決定してください。

また、賃借料は金銭以外（現物等）での支払いも可能です。

## 賃借料の標準額

(10 a 当たり)

(平成 23 年 3 月 31 日まで適用)

農地区分 項目	田					畑
	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	普通畑
標準賃借料	円 19,000	円 17,000	円 15,000	円 12,000	円 9,000	円 7,000
参考賃借料 (転作を加味した賃借料)	円 17,000	円 16,000	円 15,000	円 12,000	円 9,000	
備考 (基準収量)	kg 620	kg 580	kg 550	kg 510	kg 470	

\* 水利費は耕作者が負担するものとして算定しています。  
=問い合わせ=

## 天童市農業委員会

TEL 654-1111

## 賃借料を変更したら

平成 23 年 4 月以降の標準賃借料についても情報を提供いたします。賃借料を変更するときは、すみやかに変更契約の手続きをしてください。

## 標準賃借料農地区分

(田)

通常の農業経営 100 a ・主な作物(水稲)

等級	10 a 当たり 基準収量(kg)	地区	地域区分 ( 字名等 )
1	620	寺津・蔵増 高 揃	三郷堰土地改良区区域・天童市飛地区域
		成生・蔵増 寺津・高揃 天 童	天童土地改良区区域のうち主要地方道山形天童線(旧国道 13 号)の東部および大字清池字火矢塚・中道・礼井戸・石名田、大字高揃字高田・桜江、大字長岡字長清水・平段並びに大字芳賀字樋越・頭無の一部を除く区域
2	580	天童・津山 高 揃	1 等級に含まれない天童土地改良区のうち大字貫津字志田尻・小山下を除く区域
		干 布 成 生 荒 谷	天童土地改良区区域 天童市大町字西原・大町草野土地改良ほ場整備田区域 荒谷・上荒谷土地改良区区域
3	550	天童・成生	1・2 等級を除く区域
		津 山 山 口	山元土地改良区区域 山口・田麦野土地改良区区域(旧山口沢・山口南部)
4	510	山 口	山口・田麦野土地改良区区域(旧道満) 荒井原・和田・谷地中・小原地内土地改良ほ場整備田区域
5	470	津 山 田 麦 野	2・3 等級を除く区域 全区域
		山 口	3・4 等級を除く区域
		干 布	2 等級を除く区域
		荒 谷	2 等級を除く区域

(畑)

普 通 畑	通常の農業経営 70 a ・主な作物(大豆)・市内全域
樹 園 地 等	賃借料の標準額は定めていません。 貸人と借人の話し合いで決めてください。